

共済期間について

共済期間は1年とし、共済期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

運転者の範囲は

個人でご契約の場合

- ①共済契約者
- ②共済契約者の同居の親族
- ③上記以外の届出運転者(2名まで)

法人でご契約の場合

- ①共済契約者(理事、取締役など)
- ②共済契約者が雇用する者
- ③上記以外の届出運転者(2名まで)

出資金について

県共済は中小企業の皆さまのための協同組合です。初めて県共済の共済にご加入いただく場合は、出資金をお願いしています。(中小企業者以外の方は員外としてご加入いただけます。)

共済金を支払わない主な場合

- ◎事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者)とします。)または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
- ◎共済契約者が無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの、契約者側の死亡・後遺障害・入通院共済金・対物特約共済金。
- ◎共済契約者が酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの、契約者側の死亡・後遺障害・入通院共済金・対物特約共済金。
- ◎事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変によるとき。
- ◎事故の原因が、地震、噴火、またはこれらによる津波によるとき。
- ◎台風もしくは高潮、または洪水によるとき。
- ◎正当な理由なく、事故発生後30日以内に、共済金の請求ないしまたは事故の通知がなかったとき。
- ◎共済契約者が共済金の請求手続きを怠り、または書類に故意に不実のを表示しあるいはその書類もしくは証拠を偽造ないし変造したとき。

掛金のお支払は便利な口座振替(自動更新)をご利用下さい

次年度以降の共済掛金は、前年度契約の共済期間満了の応答月の振替日に指定口座から自動振替します。

個人情報情報の取扱いについて

県共済は、共済契約に関する個人情報、共済契約の履行、当組合の取り扱う商品・サービスの案内・提供などを行うために取得・利用し、業務委託先・再共済先などに提供を行います。

掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人の場合……掛金は損金に算入できません
契約者が個人事業主の場合…掛金は必要経費に算入できます

ご加入時の注意点

申込書は正確にご記入下さい。記載内容が事実と異なる場合は、共済金をお支払いできない場合があります。

ご契約後の注意点

ご加入いただいているお車を変更されたときは、取扱代理所または県共済までご連絡ください。お届けいただけていない場合、共済金をお支払いできない場合があります。

※取扱代理所は引受共済組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・掛金の領収・掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理所とご締結いただけて有効に成立したご契約につきましては、引受共済組合と直接契約されたものとなります。

お申込み、お問合せは
(代理所)

高知県火災共済協同組合

本部	幡多支部
〒781-5101 高知市布師田3992-2 (高知県中小企業会館内)	〒787-0029 四万十市中村小姓町46 (中村商工会館2F)
TEL 088-845-2221	TEL 0880-34-0339
FAX 088-845-8832	FAX 0880-34-0353

より確かな安心をのせて まごころ共済

自動車事故費用共済

補償に関しては、被傷害者が契約者側か相手側かによって支払い内容が異なります

共済契約者側に

自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入通院に係る共済金請求事由が発生したときは中面記載の共済契約所定の共済金額をお支払いします。

事故相手側に

自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入通院に係る共済金請求事由が発生したときは以下の条件のとおり共済金を支払います

- ①「事故」は契約者側に過失がある「人身事故」であること
- ②共済契約証書記載の「共済金額」は支払限度額とし、共済契約者が負担した実費を共済金額の範囲内で補償します。経済的損失は領収書または証拠書類によって確認された額となります。

共済金は契約者であるあなたにお支払いします

自動車事故のとき相手側のケガと死亡に対する補償

実損払い

給付内容	共済金額	300万円 コース	200万円 コース	100万円 コース
①死亡のとき <small>②の支払いを受けている場合は差し引いてお支払いします</small>		300万円	200万円	100万円
②死亡時の一時金として		30万円	20万円	10万円
③後遺障害		12万円~ 300万円	8万円~ 200万円	4万円~ 100万円
④合計3日以上の入通院		30,000円	20,000円	10,000円
⑤入院(1日につき1人)		4,500円	3,000円	1,500円
⑥通院(1日につき1人)		2,250円	1,500円	750円

- ※共済金の支払いはコース別の共済金額が限度です。
- ※①~③は事故の日から180日以内に死亡又は後遺障害が生じた時にお支払いします。
- ※①~⑥は契約者側に過失のない場合はお支払いしません。
- ※①③⑤⑥は共済金額までの実費をお支払いします。

自動車事故のとき契約者側のケガと死亡に対する補償

定額払い

給付内容	共済金額	300万円 コース	200万円 コース	100万円 コース
⑦死亡のとき		300万円	200万円	100万円
⑧後遺障害		12万円~ 300万円	8万円~ 200万円	4万円~ 100万円
⑨入院(1日につき1人)		4,500円	3,000円	1,500円
⑩通院(1日につき1人)		2,250円	1,500円	750円

- ※共済金の支払いはコース別の共済金額です。
- ※⑦⑧は事故の日から180日以内に死亡又は、後遺障害が生じた時にお支払いします。
- ※⑨⑩は傷害者が複数のとき1事故1日につき契約金額の1000分の6を限度として給付します。(但し、365日限度)

事故有等級制度への備えに!!
対物事故共済金特約
(1共済期間内に1回)

3万円

※300万円コースのみ

相手の車両などに損害を与えることにより共済契約者の経済的負担の額が2万円以上となった場合

あなたが人身事故を起こしたとすると

お見舞いに行くなどして被害者に対する誠意を示さないと、示談交渉はスムーズに運びません

- ★示談交渉までにとるべき措置としては、
 - 死亡事故の場合は相当の香典を持参して通夜、葬儀に出席し、その後の法事も欠かさぬよう心がけねばなりません。
 - 傷害事故の場合は治療費を支払い、お見舞いを十分に行って、誠意のあることを態度で示すことが必要です。
- ★示談交渉をはじめる時期は、
 - 死亡事故の場合は四十九日の法要がすんだころ。
 - 傷害事故では重傷の場合で入院していれば退院が間近なころ、軽傷であれば傷が治ったころが一般的です。

必要な費用は

相手方が死亡した場合	相手方が入院した場合
<ul style="list-style-type: none"> ●香典供花料 ●葬儀費用 ●あなたの喪失利益 ●諸費用 	お見舞いの費用として菓子、果物、生花代、療養雑費、交通費等が必要となります。

相手への誠意として香典、葬儀費用、お見舞い費用、療養の雑費、または契約者自身の喪失利益、交通費などいろいろ自己出費がかさみます。

車種別共済掛金(年額)

No	車種	対物特約 300万円 コース	300万円 コース	200万円 コース	100万円 コース
1	自家用乗用自動車	10,000円	9,000円	6,000円	3,000円
2	自家用軽乗用自動車	5,500円	4,500円	3,000円	1,500円
3	自家用普通貨物自動車(2トン超)	17,500円	16,500円	11,000円	5,500円
4	自家用普通貨物自動車(2トン以下)	14,500円	13,500円	9,000円	4,500円
5	自家用小型貨物自動車	10,000円	9,000円	6,000円	3,000円
6	自家用軽貨物自動車	5,500円	4,500円	3,000円	1,500円

※営業車および上記のうちダンプカー、工作車輛、二輪車はご加入できません。